

仕様書

1 業務名

緩速ろ過池削り取り業務（北部事務所管内）

2 実施場所

（1）削り取り場所

ア 下関市菊川町大字田部 6 5 1 菊川浄水場（別図 1）

緩速ろ過池 1～6号池 1 5 0 m²/池（方形）

イ 下関市豊田町大字大河内 1 2 0 - 1 大河内浄水場（別図 2）

緩速ろ過池 1・2号池 1 7. 5 m²/池（方形）

ウ 下関市豊田町大字今出 1 6 1 1 三豊浄水場（別図 3）

緩速ろ過池 1・2号池 2 2. 2 m²/池（方形）

（2）汚砂（再生利用砂）運搬搬出先及び洗砂場所

下関市菊川町大字田部 6 5 1 菊川浄水場内洗砂場（別図 1）

3 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 実施内容

（1）削り取り業務は、契約期間内で委託者が指定する日時に行うものとする。

（2）削り取りの年間予定回数は、次表のとおりとする。ただし、予定回数は水運用により増減変動する。

施設名		面積	回数
菊川浄水場	1号池	1 5 0 m ² /池	7回
	2号池	1 5 0 m ² /池	8回
	3号池	1 5 0 m ² /池	8回
	4号池	1 5 0 m ² /池	9回
	5号池	1 5 0 m ² /池	8回
	6号池	1 5 0 m ² /池	8回
大河内浄水場	1号池	1 7. 5 m ² /池	4回
	2号池	1 7. 5 m ² /池	5回
三豊浄水場	1号池	2 2. 2 m ² /池	4回
	2号池	2 2. 2 m ² /池	4回

（3）削り取りは、表層全体を約 1 0 m m 程度平坦、かつ、均等に削

- り取りし、砂面を作業員等の足跡が残らないようにならすこと。
- (4) 特に、砂面で汚れが著しい箇所は除去し、洗い砂を補充して砂面を均すこと。
 - (5) 砂面上に藻が発生している場合は、表層を削り取る前に発生している藻類を除去すること。
 - (6) 削り取った汚砂及び除去した藻は、委託者の指示に従い指定場所に置くこと。
 - (7) 削り取りごとにインレットの掃除を行うこと。
 - (8) 汚砂（再生利用砂）運搬搬出先に仮置きしている汚砂（再生利用砂）は、菊川浄水場内の洗砂機で洗砂すること。
 - (9) 洗砂する時は、洗浄水の調整を行うとともに、不良砂の除去を行うこと。
 - (10) 洗砂機使用後は、洗砂機及び洗砂場内（側溝及び排水溝を含む。）の清掃を実施すること。
 - (11) 業務完了後、委託者が手直しを必要と判断した場合は、委託者の指示に従い、委託者が指定する期日までに手直しすること。
 - (12) 業務を実施した月ごとに月別業務成果報告書を遅延なく委託者に提出すること。
 - (13) 本業務の実施に際し安全対策は万全を期すこと。

5 提出書類

本契約において提出する書類は、書面又は電子データにより 1 部提出すること。

(1) 業務実施前に提出する書類

水道施設内での作業に 1 か月以上継続して従事する者又は水槽内に入り作業に従事する者は、従事者を対象に行った赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び O-157 の検便結果書の写しを委託者の指定する期日までに提出とすること。ただし、検体提出日から 6 か月を超えて作業を継続する場合は、再検査し、結果書を委託者に提出すること。

(2) 毎月の業務完了時に提出する書類

ア 月別業務成果報告書

イ 業務日報

ウ 業務写真（実施前、実施中、実施後）

6 実施に当たっての注意事項

- (1) 受託者は、業務に際し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者の責により委託者に損害を及ぼした場合は、当該損害を全額負担の上、これを補償しなければならない。ただし、不可抗力の場合等は双方で協議し決定する。
- (3) ベルトコンベア、洗砂機、電力及び水の使用は委託者が無償供与とするが、使用に当たっては委託者の許可を得て、その指示に従うこと。
- (4) 実施ごとに用具の整頓及び砂、汚泥及び汚水の後始末を確実に行うこと。
- (5) 業務実施場所周辺環境の保全に十分配慮するとともに、環境を汚染する等の行為がないよう留意すること。
- (6) 受託者は他業務等の施工に協力するとともに、円満な業務進捗が行われるよう調整すること。
- (7) 鍵の貸与については、借用願いを提出すること。

7 支払い方法

本業務の代金については、1 m²当たりの契約単価にその月に実施したろ過池面積及び実施回数に乗じて得た額（1円未満は切り捨て）に、消費税及び地方消費税相当額の税率を乗じた額（1円未満は切り捨て）をもって、当月分として算出し、支払うものとする。

8 その他

- (1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

以上